



# 伊那北小学校 いじめ防止基本方針

令和 8 年度

伊那市立伊那北小学校

## 目 次

### はじめに

|    |                          |   |
|----|--------------------------|---|
| 第1 | いじめの防止等のための対策の基本的な考え方    |   |
| 1  | いじめの防止等の対策に関する基本理念       | 1 |
| 2  | いじめの定義                   | 2 |
| 3  | いじめの防止等に関する基本的な考え方       | 2 |
|    | (1) いじめの防止               | 2 |
|    | (2) いじめの早期発見             | 3 |
|    | (3) いじめへの対処              | 3 |
|    | (4) 地域や家庭との連携について        | 3 |
|    | (5) 関係機関との連携について         | 4 |
| 第2 | いじめの防止等のための対策の内容         |   |
| 1  | 学校が実施する内容                | 4 |
|    | (1) 「いじめ対策委員会」の設置        | 4 |
|    | (2) いじめの防止等に関する取組        | 5 |
|    | ① いじめの防止                 |   |
|    | ② いじめの早期発見               |   |
|    | ③ いじめに対する措置              |   |
|    | 「いじめ発生時における対応マニュアル」      |   |
| 2  | 重大事態への対処                 | 7 |
|    | (1) 重大事態の発生と調査           | 7 |
|    | ① 重大事態の意味                |   |
|    | ② 重大事態の報告                |   |
|    | ③ 調査の趣旨及び調査主体について        |   |
|    | ④ 調査を行うための組織             |   |
|    | ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施     |   |
|    | (2) 調査結果の提供及び報告          | 9 |
|    | ① いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供 |   |
|    | ② 調査結果の報告                |   |

はじめに

私たちは、児童一人一人がかけがえのない存在と認め、充実した学校生活を送れるように、自己実現していくのを支援し、自己教育力を育てていきます。「いじめは絶対許されない行為」として全職員が共通認識の上にたち、各教科・道徳・特別活動や他の教育活動など、学校教育のあらゆる場で、いじめがないようにしていきます。いじめは人の権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、学校における人権教育を進めていきます。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、いじめの問題の克服に向けて取り組む、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「伊那北小学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目指して取り組む。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように努める。
- (3) いじめを受けた児童の生命・心身の安全を第一に、学校、地域住民、家庭等関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめの問題を克服することを目指す。

## 2 いじめの定義

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条において次のとおり規定している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- \* 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- \* 仲間はずれ、集団による無視をされる
- \* 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- \* ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- \* 金品をたかられる
- \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- \* パソコン、携帯電話、通信機器（タブレット、スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

いじめの問題の根本的な解決のためには、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持ち、全ての児童を対象としていじめの未然防止に取り組む。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養っていく。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育成する。加えて、全ての児童が

安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを進める。

保護者や地域では、学校の取組を理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、関っていく。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童のささいな変化にも気付いて対応していくことが大切。また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくいにくい形で行われる場合があることから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを全職員で認知していく。

学校では、アンケート調査や教育相談の実施、相談窓口や相談箱の周知等により、児童の相談体制を整えるとともに、家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を構築する。

## (3) いじめへの対処

学校でいじめが確認された場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を、組織的に行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との適切な連携していく。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、研修などを通じて共通理解を深めていく。

## (4) 地域や家庭との連携について

地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携を大切にしていく。

このため、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題を含めた児童の現状について共通理解に立ち、連携した対策を進めていく。

また、SNS 等によるネット上のいじめの事案が発生した場合は、端

未所持を認めている家庭の協力が不可欠であるので、更に連携を密にして対応に当たる。

#### (5) 関係機関との連携について

いじめの問題の対応においては、児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携して対応していく。そのため、日頃から教育委員会や学校と関係機関での情報交換など、情報共有体制を構築する。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容

### 1 学校が実施する内容

「伊那北小学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校長の指導のもと「いじめ対策委員会」を校務分掌に位置づけ、教育委員会と連携のうえ、いじめ防止等の取組を推進する。

#### (1) 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、学校長の指導のもと、教頭、生活指導主事、養護教諭を含めた複数の教職員によって構成されるいじめ対策委員会の組織を設置する。

当該委員会には、次のような役割をもつ。

- \* 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- \* いじめの相談・通報の窓口としての役割
- \* いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- \* いじめの疑いに係る情報があった時は緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

さらに、当該委員会には、基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、校内のいじめ防止等の取組について検証を行う。

## (2) いじめの防止等に関する取組

### ① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行っていく。

さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係づくりが重要と考える。

### ② いじめの早期発見

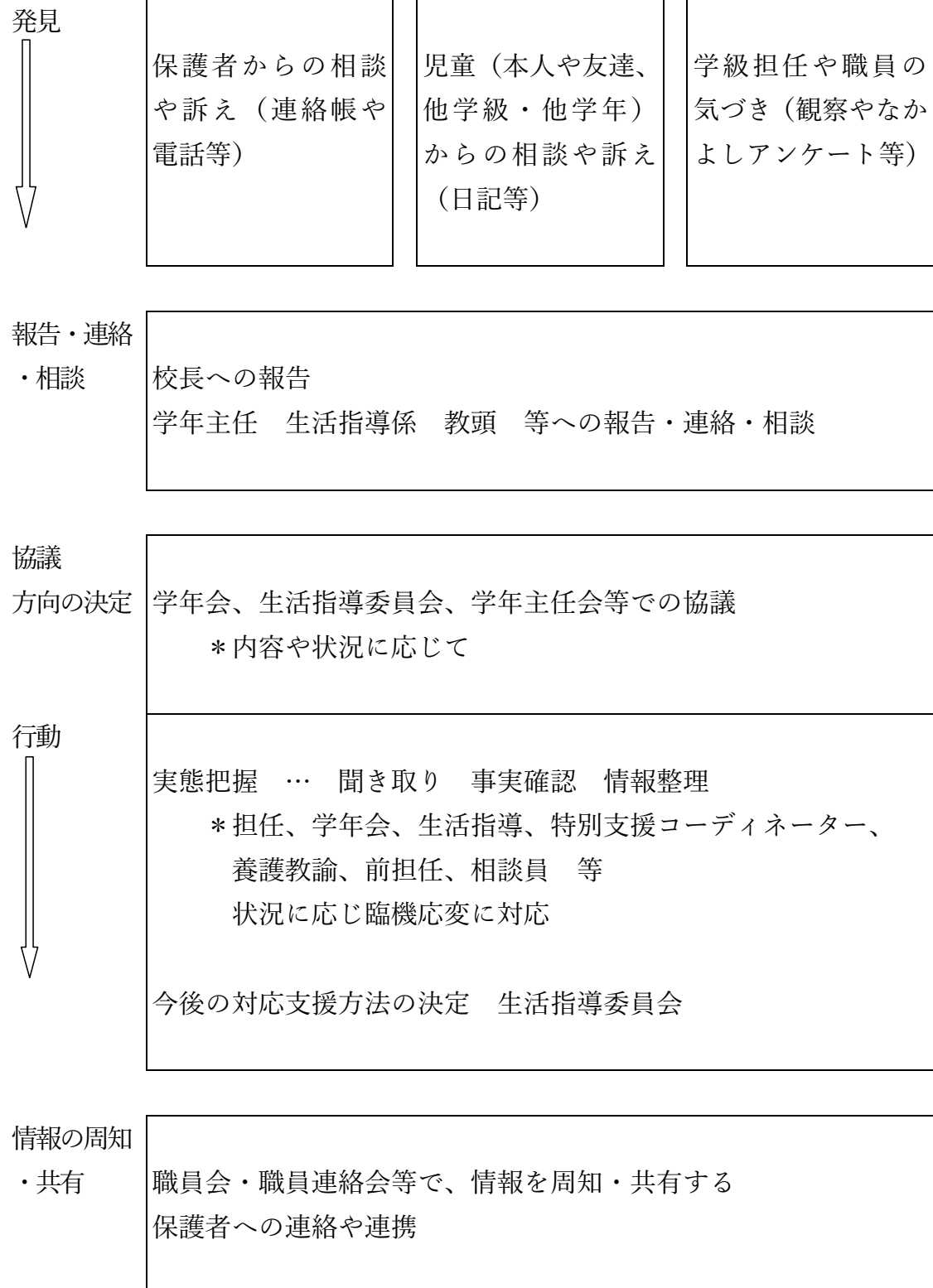
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要があります。「生活アンケート」（学期毎、記名、全員調査）や教育相談の実施や相談箱の設置等により、いじめの実態把握に取り組んでいく。

### ③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく組織的に対応していく。（いじめ発生時における対応マニュアル）また、教育委員会に報告するとともに、事案によっては、児童相談所や警察等の関係機関と連携していく。

## 「いじめ発生時における対応マニュアル」



|              |                                                                                                                                        |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対応<br>指導・支援  | <p>指導・支援 … 個別指導（いじめを受けた児童・いじめた側の児童）<br/>学級指導<br/>保護者会</p> <p>* 状況により、担任に限らず、学年・生活指導係・校長・教頭・教務主任・特別支援コーディネーター等が関わる</p> <p>関係諸機関との連携</p> |
| 経過観察<br>継続指導 | <p>いじめの収束を確認するまで経過を観察したり指導・支援をしたりするなど、いじめ収束後も継続的に観察・指導・支援を行う</p>                                                                       |

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の意味

重大事態の意味については、「国の基本方針」において次のとおり規定されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断し、例えば、次のようなケースが想定されている。

- \* 児童が自殺を企図した場合
- \* 身体に重大な傷害を負った場合
- \* 金品等に重大な被害を被った場合
- \* 精神性の疾患を発症した場合          など

第二号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行

動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会より、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて「国の基本方針」等に基づいた判断の指示を受ける。

④ 調査を行うための組織

ア 学校が主体となる場合

学校に設置するいじめ防止等の対策のための組織を母体とし、必要に応じて、学校評議員、PTA役員、学校医、心理や福祉の専門的知識を有する者を加え、公平性・中立性の確保に努めた委員構成により、学校長が設置する。

イ 教育委員会が主体となる場合

学校の教育活動に支障が生じない範囲で、教育委員会の調査に協力していく。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を考える。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査をする。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮して行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明する。これらの情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告する。

平成26年4月 改訂

平成30年4月 改訂

令和5年8月 改訂

令和6年4月 改訂